

平成20年5月16日

財団法人 財務会計基準機構  
企業会計基準委員会 御中

企業年金連合会

**企業会計基準公開草案第24号「『退職給付に係る会計基準』  
の一部改正(その3)(案)」に対する意見**

当意見書は、企業年金制度にかかる知見および機関投資家としての資産運用における経験に基づき、諸外国の動向を踏まえ、投資家等への有用な情報の提供という会計基準本来の目的を達成することを念頭に、意見表明するものであり、別添のとおり取りまとめましたので提出いたします。

## 意見

期間損益の適正な評価および比較可能性を損ねる公開草案には反対する。

期間損益の歪みを緩和するには、国際基準および米国基準と同様、金利変動の影響の全額を費用処理の対象とするものではない回廊アプローチの採用が必要である。

### 理由

**金利の変動幅は年 0.5%～2.0%と大きい。**

金利の変動幅は、過去 0.5%～2.0%であった。また将来（例えば 2010 年～2013 年）において金利が年 0.5%以上低下する確率は 7 割程度、年 1.5%以上低下する確率は 1 割程度と見込まれる。

このように金利のボラティリティが大きいことは市場の常識であり、この影響について分析および説明が必要である。

**純利益が一過性の金利変動に大きく左右されるようになる。**

公開草案では、金利の 0.5%低下の場合には 4 社に 1 社が 1 割以上の減益となり、1.5%低下の場合には 4 社に 1 社が 3 割以上の減益になる等、大きな影響がある。

このように企業活動の成果ではない一過性の金利変動の影響を全額費用計上の対象とすることは、我が国が採用してきた純利益の概念を実質的に変質させるものであるにもかかわらず、関係者の十分なコンセンサスが得られているとはいえない。

**期間損益が企業活動の成果を反映しなくなる。**

公開草案のように、将来にかかる予測の修正をそのまま費用処理することは、債務の変動の忠実な表現ではない。退職給付費用がその期の労働の対価を、また営業利益、経常利益等の期間損益がその期の企業活動の成果を、合理的に反映したものといえなくなる。

**財務諸表の有用性が損なわれる。**

公開草案では、純利益等の期間損益が企業活動の成果ではない一過性の金利変動に大きく左右されるようになり、投資家が企業の経営実態を把握し企業の将来収益を予測し投資判断を行うにあたり、財務諸表の有用性および透明性が大きく損なわれる。

### **比較可能性を損なう。**

国際基準および米国基準等と期間損益に大きな差異が生じる基準を、我が国のみ採用することは、国際的な比較可能性を著しく損ねる。

### **コンバージェンス推進および短期プロジェクトとして適当でない。**

国際的な議論と歩調を合わせて中長期的に検討することを表明する一方、短期的な取組みにおいて未だいずれの主要国においても採用されていない基準を導入することは、不適當である。

国際基準等との大きな差異が明らかとなると、我が国の会計基準およびコンバージェンスに向けたプロセスの信頼性を毀損する。

### **金融資本市場の発展を阻害する恐れがある。**

公開草案は、本来長期的観点から投資される年金資産等について、一過性の金利変動への対応のための短期的視点からの対応を強制するものであり、成長資金の供給に制約を課し、金融資本市場の発展を阻害する恐れがある。

また 90 兆円を超える我が国の年金資産等について短期的視点からの対応を強制することは、現在の金融情勢のもと市場の混乱を招く恐れがあり、国際的な金融不安・信用縮小を助長する可能性とともに、实体经济へ深刻な影響が生じる可能性も懸念される。

### **回廊アプローチの採用が必要である。**

適正な期間損益の計上およびコンバージェンスの推進を両立させ、短期で検討可能なものを考えると、既に国際基準や米国基準および我が国の一部の企業において適用され、実務も確立し簡明な回廊アプローチの採用が必要である。

## 意見（個別項目）

### 1. ボラティリティの影響（公開草案第9項、第10項）

金利の一過性の変動（ボラティリティ）は以下のように大きい。

- ・ 過去、年間 0.5%～2.0%程度変動している（1994.4.1～2007.3.31における10年国債利回りの1年前からの変動幅）。
- ・ 将来、ボラティリティが大幅に縮小する兆しはなく、投資家の間でそのような共通認識もない。長期的な金利上昇（10年国債利回りが2.4%～2.8%まで上昇）の仮定のもと、簡易なモデルを用いると、2009年度～2012年度（公開草案が予定する強制適用開始から4年間）において、各年度末において前年度末と比較し、金利の0.5%以上の低下が1回以上発生する確率は7割程度、金利の1.0%以上の低下が1回以上発生する確率は3割程度、金利の1.5%以上の低下が1回以上発生する確率は1割程度と推計される。
- ・ 数時間で0.2%変動することもある（例：2008年4月25日）。

金利のボラティリティが大きいことは、機関投資家を含む市場関係者の常識である。一方、相当長期間にわたって割り引かれる性質をもつ退職給付債務に関し、期末一時点の市場利回りで割り引くことは必ずしも適切ではない。以上のことから、機関投資家として、ボラティリティが財務情報の質に及ぼす影響について懸念を有している。

市場関係者のコンセンサスを得るには、ボラティリティの影響について十分な分析および説得力ある説明が必要である。

## 2. 純利益の変質

公開草案では、純利益が一過性の金利変動に大きく左右されるようになる。

例えば、金利の 0.5%低下により退職給付債務が 10%増加するとした場合には 4 社に 1 社が 1 割以上の減益となり、金利の 1.5%低下により退職給付債務が 30%増加するとした場合には 4 社に 1 社が 3 割以上の減益になる、当期純損失になる企業もある等、大きな影響が見込まれる。

企業活動の成果ではない一過性の金利変動の影響を全額損益認識の対象とすることは、我が国が採用してきた純利益の概念を実質的に変質させるものであるにもかかわらず、関係者の十分なコンセンサスが得られているとはいえないのではないか。

広く市場関係者のコンセンサスを得たうえで純利益の概念を見直すか、公開草案において影響を緩和する手当てを講じるか、どちらかの対応が必要である。

図表 純利益への影響（推計）

	金利 0.5%低下	金利 1.0%低下	金利 1.5%低下
1 割以上の減益	24%	39%	62%
3 割以上の減益	8%	11%	24%
10 割以上の減益	2%	3%	7%

金利 0.5%低下あたり退職給付債務が 10%増加すると仮定  
日本基準適用の上場企業より 100 社  
2005 年度～2007 年度のデータをもとに推計

### 3. 期間損益が企業活動の成果を反映しなくなる。

公開草案のように、将来にかかる予測の修正をそのまま損益認識の対象とすることは、必ずしも債務の変動の忠実な表現とはいえない。

退職給付費用は金利のボラティリティにより大きく増減し、ときにはマイナスにもなり得る等、その期の労働の対価を適切に反映しなくなる。経常利益等の期間損益についても、その期の企業活動の成果を合理的に反映したものとはいえなくなる。

特に数理計算上の差異を単年度で償却している企業において、将来にかかる予測の修正を一時的損益とすることは、債務の変動の忠実な表現ではない。

### 4. 財務諸表の有用性が損なわれる。

公開草案のままでは、主要な経営指標である営業利益・経常利益・純利益・1株あたり純利益・ROE等が、企業活動の成果ではない一過性の金利変動に大きく左右されるようになる。

このため投資家が企業の経営実態を把握し、企業の将来収益の予測に基づき投資判断を行うにあたり、財務諸表の有用性および透明性が大きく損なわれる。

## 5. 比較可能性を損なう。

国際基準および米国基準等と期間損益に大きな差異が生じる基準を、我が国のみ採用することは、国際的な比較可能性を著しく損ねる。

- ・ 金利変動により退職給付債務が 10%以上変動した場合、国際基準等のように 10%を超える部分のみを損益認識の対象とするのではなく、その全額を損益認識の対象とする点において、退職給付債務の 10%に相当する差異が生じる。

例：退職給付債務が 11%増加した場合、国際基準等では 1%を費用処理すればよいが、公開草案では 11%を費用処理しなければならない。

- ・ 割引率の見直しによる数理計算上の差異と、その他の要因による数理計算上の差異を、国際基準等のように併せて損益認識しないことから、退職給付債務の 20%近い差異が生じることがある。

例：金利変動により退職給付債務が 9%減少する一方、その他運用環境等の要因により退職給付債務の 20%相当の数理計算上の差異が発生した場合。国際基準等では 1%相当が費用計上の対象となるが、公開草案では 20%相当が費用計上の対象とされ、結果として退職給付債務の 19%相当の差異が生じる。

- ・ 実際上も、開示される期間損益等の額において、現行の日本基準(平滑化有り、回廊無し)よりも、公開草案(平滑化無し、回廊無し)の方が、却って国際基準等(平滑化無し、回廊有り)との差異が大きくなるケースがある。

## **6. コンバージェンス推進および短期プロジェクトとして適当でない。**

国際的な議論と歩調を合わせて中長期的に検討することを表明する一方、短期的な取組みにおいて未だいずれの主要国においても採用されていない基準を導入することは、不適當である。

国際基準等との大きな差異が明らかとなると、我が国の会計基準およびコンバージェンスに向けたプロセスの信頼性を毀損する。

## **7. 金融資本市場の発展を阻害する恐れがある。**

公開草案は、本来長期的観点から投資される年金資産等について、一過性の金利変動への対応のための短期的視点からの対応を強制するものであり、成長資金の供給に制約を課し、金融資本市場の発展を阻害する恐れがある。

## **8. 金融資本市場の攪乱要因となる可能性がある。**

90兆円を超える我が国の年金資産等について短期的視点からの対応を強制することは、現在の金融情勢のもと市場の混乱を招く恐れもあり、国際的な金融不安・信用縮小を助長する可能性とともに、実体経済へ深刻な影響が生じる可能性も否定できない。

## **9. 「重要性」の語義**

「重要性」という言葉について、読者によっては誤解する恐れがある。退職給付会計基準注解(注10)、退職給付会計に関する実務指針第18項あるいは会計原則、いずれを指すか明確にする必要がある。

なお当意見書では、実務指針第18項にあたる場合、割引率の10%重要性基準と記載している。



## 10. 割引率の10%重要性基準の有効性の消失（第11項、第14項）

割引率の10%重要性基準は、平滑化との併用により機能するものであり、単独では回廊アプローチ同様の効果はない。

具体的には、金利のボラティリティが大きく、平滑化無しでは単年度で退職給付債務が10%以上変動することがある。しかしその場合、割引率の10%重要性基準は適用できないため、回廊アプローチとは異なり、ボラティリティの影響は全く緩和されない。

我が国の退職給付会計基準の導入時に、割引率の10%重要性基準と割引率の平滑化が併せて採用された経緯および考え方を考慮すると、今回の取組みの中で平滑化の廃止のみを行うことは適当ではなく、代替措置を講じる必要がある。

平滑化廃止に伴う回廊アプローチの採用は、割引率10%重要性基準が採用された経緯と何ら矛盾せず、むしろ当然の選択といえる。またこれは退職給付会計の現行の枠組みを大きく変更するものではなく、むしろ維持するため必要である。

公開草案第11項の「回廊アプローチと重要性基準は、いずれも基礎率の変動が財務諸表に与える影響を緩和する」という記述は、割引率の10%重要性基準が、もともと重要でないとされている10%未満の変動の場合にしか適用できないことから、不適切である。

第11項の「国際的な会計基準と比べて金利の変動を極端に受けやすいものになるという指摘はあたらないこととなるという意見」という記載も、公開草案では国際的な会計基準とは異なり、退職給付債務の10%以上の大きな変動が全く緩和されないことから、不適切である。

## 11. 回廊アプローチと現行の枠組みの維持（第13項）

会計基準における純利益および退職給付会計における下記の枠組みを大きく変更することとなる公開草案は、退職給付会計にかかる短期的取組みのなかにおいて適当ではない。

我が国の退職給付会計基準の導入時において、相当長期間にわたって割り引かれる性質をもつ退職給付債務に関し、短期的な一過性の金利変動（ボラティリティ）の影響を緩和し、期間損益が大きく歪められることのないようにした経緯を考慮すると、公開草案はボラティリティの影響を一切緩和しない（但し重要でないとされている10%未満の変動を除く）ことから、この枠組みを変更するものであり、短期的な取組みの性格上、適当ではない。

一方、回廊アプローチの採用は、上記の我が国の退職給付会計基準の導入時の枠組みおよび現在の国際基準（IAS19）等においてボラティリティについての懸念を回廊アプローチの採用により緩和するという考え方に合致する。

また金利のボラティリティという企業活動の成果とは直接関係のない要因が、純利益へ与える影響を緩和する。つまり純利益の概念を含む我が国の会計基準の枠組みとも整合的である。

## 12. 国際的動向（第13項）

第13項にあるように「現在IASBにおいて進められている退職給付に係るプロジェクトにおける議論を考慮」とすると、公開草案は適切なものとはいえない。理由は以下のとおりである。

現在IASBにおいて進められている退職給付に係るプロジェクトにおいて、金利変動による退職給付債務の増減をどのように損益認識するかについて以下の選択肢が検討されている。

- ・金利変動による差異は一切損益認識の対象としない。（ディスカッションペーパーにおけるアプローチ2およびアプローチ3）
- ・金利変動による差異を損益認識の対象とする。（アプローチ1）

すなわち現時点では、正反対のアプローチのどちらが採用されるか方向性は決まっていない。公開草案のように、国際的な議論と歩調を合わせず、先行して後者を採用した場合、将来国際基準との間に大きな差異が生じる恐れがある。

また仮に国際基準が後者（アプローチ1）を採用した場合も、金利変動による差異を、公開草案と同様、退職給付費用・経常利益等に反映させるとは限らない。

なお現在IASBから、金利変動による差異を全額損益認識の対象とするという、損益認識における回廊アプローチの機能を否定する方向性は出されていない。むしろアプローチ2および3のように、金利変動による差異については一切損益認識しないという、回廊アプローチの考え方を拡大する方向性も検討されていることを考慮する必要がある。

## 13. 回廊アプローチの採用が必要である。

適正な期間損益の計上およびコンバージェンスの推進を両立させ、短期で検討可能なものを考えると、既に国際基準や米国基準および我が国の一部の企業において適用され、実務も確立し簡明な回廊アプローチの採用が必要である。

## 期間損益への影響（モデルケース）

## 設定

従業員数	5千人
純利益	100億円
退職給付の見込支払日までの平均期間	20年
退職給付債務（割引率 2.4%）	436億円
（割引率 2.2%）	453億円
（割引率 1.5%）	520億円

## 割引率（20年国債応募者利回り）

	2002年3月	2003年3月
5年平均	2.4%	2.1%
期末一時点	2.2%	1.5%

## 影響

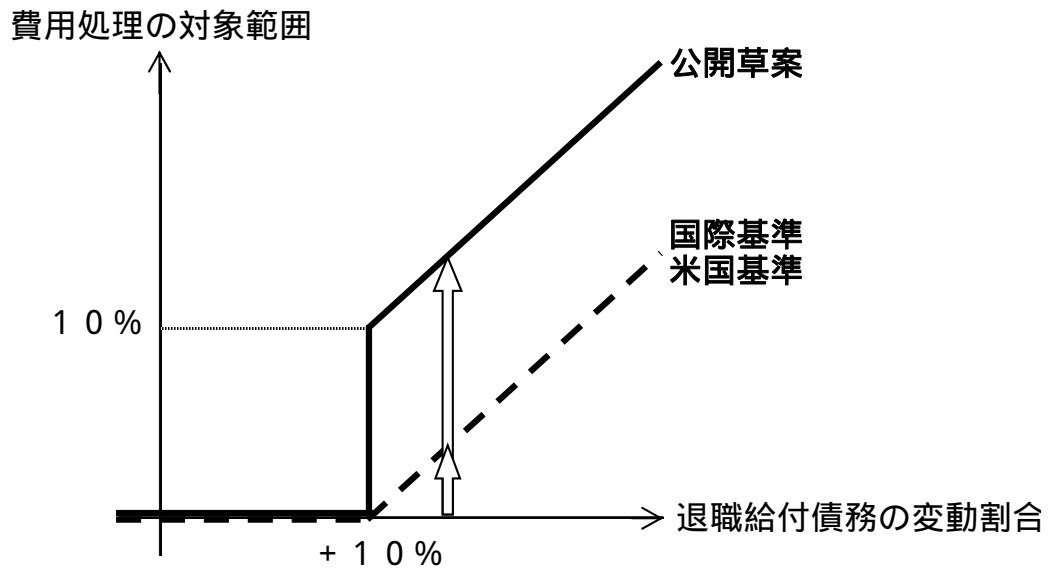
回廊の有無により、期間損益に5～52億円の差異が生じる。

(億円)

	期間損益への影響額	
	一括償却	10年償却
現行規定 (2.4%→2.4% 1)	0	0
公開草案 + 回廊 2 (2.2%→1.5%)	15	2
公開草案 (2.2%→1.5%)	67	7
	差額 52億円	差額 5億円

- 1 割引率の変更を必要としない範囲であるため2.4%を見直さないことができる。
- 2 回廊を退職給付債務の10%、他の数理計算上の差異を0としている。

### 費用処理の対象範囲



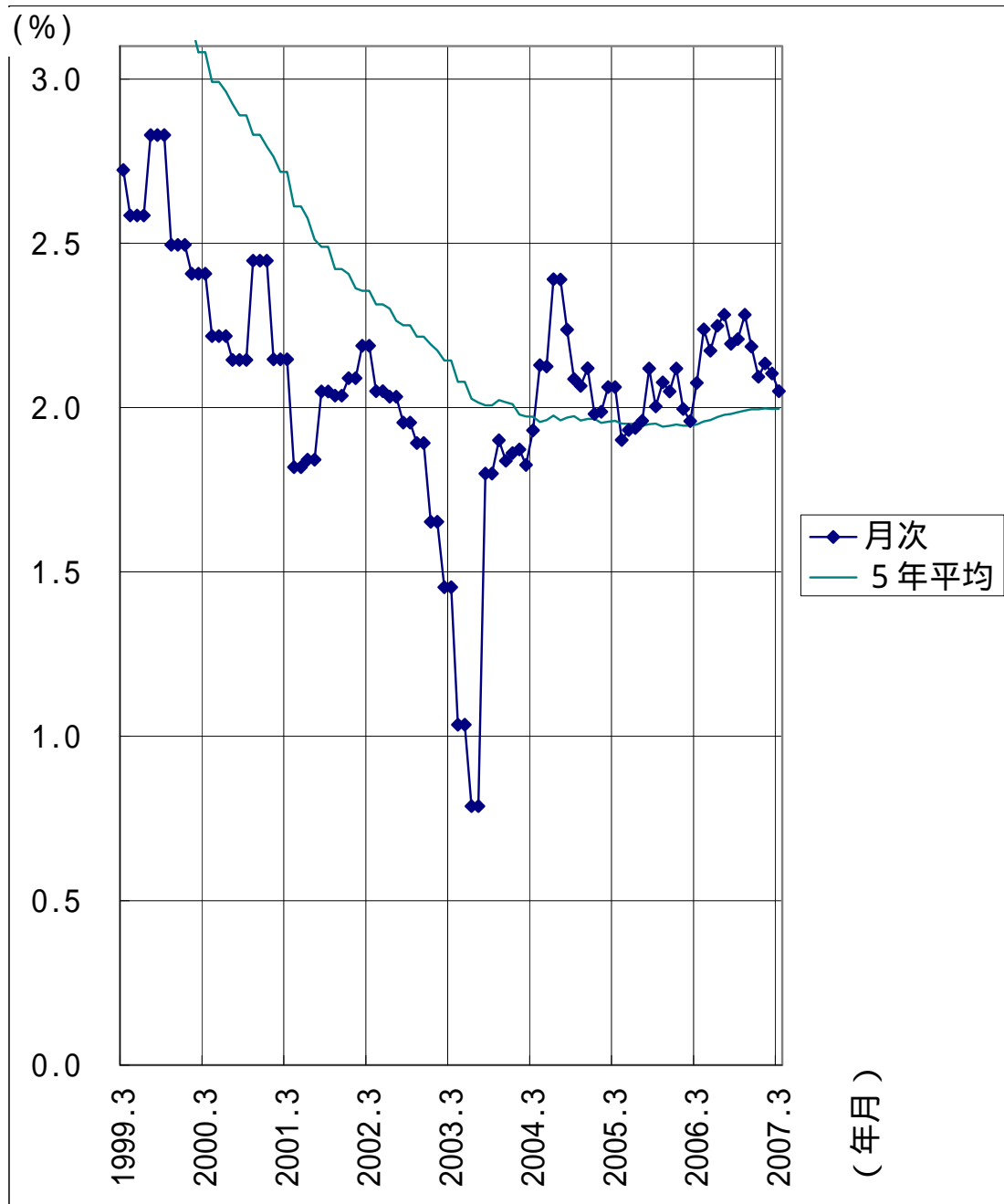
退職給付債務の変動が10%を超えた場合

- ・ 国際会計基準および米国会計基準では、超えた部分のみ費用処理すればよい。
- ・ 回廊を設けない場合、その全額を費用処理しなければならない。

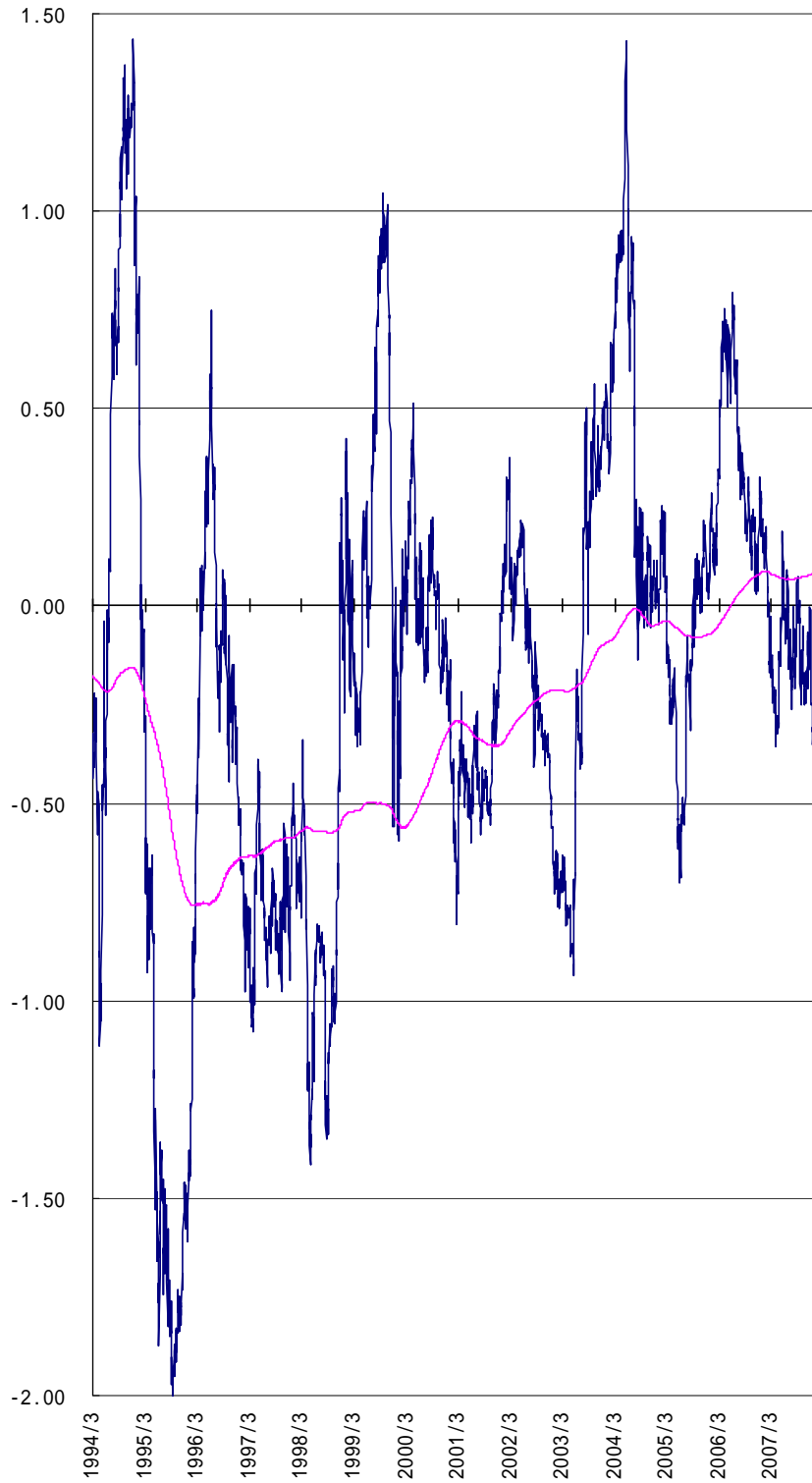
例：11%の変動

- ・ 国際会計基準および米国会計基準・・・1%について費用処理すればよい。
- ・ 回廊を設けない場合・・・11%を費用処理しなければならない。

### 金利の推移 (20年国債応募者利回り 月次)



年間の金利変動幅 (10年国債)



変動幅は1年前同日からの変動幅 (%)